

郡山市簡易水道事業会計補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市上下水道事業の設置等に関する条例（平成28年郡山市条例第68号）第2条の規定に基づき設置された簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）の安定的な経営を図るとともに、安全安心な水道水の安定的な供給に寄与し、併せて市の環境衛生の向上に資するため、簡易水道事業を行う郡山市上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は簡易水道事業に係る維持管理費、減価償却費、資産減耗費、支払利息その他簡易水道事業の運営に要する経費とし、補助金の額は補助対象経費の合計額から営業収益、営業外収益及び特別利益の合計額を差し引いた額とする。

(補助金の交付の対象期間)

第3条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の3月31日を末日とする1年間とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収益費用予算実施計画書
- (3) 資本的収入支出予算実施計画書
- (4) 固定資産予定明細書
- (5) 企業債予定明細書

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したときは、事業が完了した日の属する年度の3月31日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収益費用明細書
- (3) 資本的収入支出明細書
- (4) 固定資産明細書
- (5) 企業債明細書

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定にする補助金等交付額確定通知書により事業管理者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。